

児童扶養手当現況届けのお知らせ

現在、児童扶養手当を受けている方は、**8月1日～31日**までの間に「児童扶養手当現況届」を提出しなければなりません。

この届出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、印鑑を持参の上必ず届出て下さい。

(添付書類 住民票、戸籍謄本 各一通)

児童扶養手当とは・・・？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図るため支給される手当です。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父母が死亡した子ども（遺族年金等を受給している方は選択となります）
- ・ 父母が政令で定める程度の障害の状態にある子ども
- ・ 父母の生死が明らかでない子ども
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた子ども等

【手当の支給時期】

手当は認定請求をした月の翌月分より支給されます。支払は4月・8月・12月

【手当の支給額】

児童1人→ 全部支給 41,550円 一部支給 41,540円～9,810円

児童2人以上の加算額→ 2人目 5,000円 3人目以降1人につき 3,000円

※ **児童扶養手当は、請求者等の前年所得により支給額が決定されますが、所得制限により支給されない場合があります。**

現在 この制度を受けていない方はご相談ください。

平成22年8月1日より父子家庭の皆様にも児童扶養手当が支給されることになりました。条件は上記と同じです。受給するには申請が必要になりますので、詳しくは保健福祉課窓口にお問合せください。

***** 手続き及び問合せ先 *****

羅臼町役場 保健福祉課福祉係 電話 87-2161 (内 1526)

